

第8章 軍事面から見た日露平和条約交渉 「軍事の論理」と「政治の論理」の狭間で

小泉 悠

はじめに

この数年、北方領土を巡る日露関係が重要な局面を迎えている。2016年12月のプーチン大統領の訪日は、事前に盛り上がった日本側の期待感に反して目立った成果につながらなかったものの、2018年9月にロシア極東のウラジオストクで開催された東方経済フォーラムではプーチン大統領が突如として「年内にいかなる前提条件も設けずに平和条約を結ぼう」との提案を行った。当初、安倍首相を含めた日本政府はこの提案に否定的な態度を示したものの、同年11月にシンガポールで行われた日露首脳会談後、安倍首相は「日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることでプーチン大統領と合意した」ことを明らかにした。

1956年の日ソ共同宣言が国後島と択捉島については言及せず、歯舞群島と色丹島を平和条約締結後に引き渡すとしていたのに対し、1993年の東京宣言やこれ以降の諸声明においては、北方四島全てに関して帰属を確定することを「前提条件」としていたことを考えれば、日本政府が一転してロシア側の提案を受け入れたとも取れる発言であった。この結果、歯舞・色丹両島の引き渡しを以て領土問題の解決が図られるのではないかという「二島」論が大きく注目されるようになったのである。

しかし、日本側がこのような妥協を示しても尚、交渉の見通しは容易ではない。既に広く報じられているように、安倍首相の発言を受けたプーチン大統領は、日ソ共同宣言では「引き渡しの根拠や、どちらの主権になるのかは明記されておらず、引き渡しの用意があると述べているに過ぎない」として「真剣な検討が必要だ」と発言している。日ソ共同宣言の文言解釈を巡ってロシア側が最大限の条件闘争を行う姿勢であることは明らかであろう。2019年1月に実施された日露外相会談でも、ロシア側は北方領土が「第二次世界大戦の結果としてロシア領になった」という従来原則的な立場を繰り返した上、「北方領土」という呼称を用いることは受け入れられないと述べるなど、依然として強硬な姿勢を崩していない。

日本側が妥協を示しているにも関わらず、ロシアが姿勢を軟化させない理由としては、安全保障上の理由が指摘されることが多い。ロシアは返還後の北方領土に米軍基地が設置される可能性等を懸念しており、それゆえに北方領土を主権込みで日本に引き渡すことはできないというものである。詳しくは後述するが、プーチン大統領をはじめとするロシア側もこの点を再三指摘しており、対する日本側もロシア側の懸念を払拭すべく説明を行っていると言われる。

そこで本稿では、安全保障（特に古典的な軍事安全保障）を切り口として、日露平和条約交渉の今後について展望してみたい。つまり、ロシアがいう安全保障上の懸念とは具体的にはいかなるものであり、それがロシアの対日政策上、どの程度のウエイトを占めているのか――言い換えるならば、ロシアが抱く安全保障上の懸念を払拭ないし軽減することができれば、北方領土交渉が前進するという見通しを描きうるのかどうか本稿のテーマである。

1. 「安全保障上の懸念」とは何か

以上について考察する上では、まず、ロシア側が北方領土に関して提起している安全保障上の懸念とはそもそも何なのか、を検討することから始めるのが適当であろう。とはいえ、過去に遡ってこうした言説の全てを検討するだけの時間的余裕はないため、ここでは近年におけるプーチン大統領の発言を検討材料とする。主なものは次のとおりである。

- 日本テレビとの会見（2016年12月）¹
 - ・日本には同盟上の義務がある
 - ・日本はどこまで自由で、どのくらいまで踏み出す用意があるのかを見極めなければならぬ
- 東京における記者会見での発言（2016年12月）²
 - ・ウラジオストクとその北には大規模な海軍基地があり、太平洋への出口である
 - ・日米の特別な関係と日米安保条約の枠内における条約上の義務を考慮すれば、この点について何が起るかわからない
- サンクトペテルブルグにおけるマスコミ代表者との会見（2017年6月）³
 - ・アラスカや韓国など、アジア太平洋地域で米国のミサイル防衛（MD）システムが強化されており、ロシアにとっての安全保障上の脅威である
 - ・我々は脅威を除去せねばならず、島（北方領土）はそのために好適な位置にある
 - ・返還後の北方領土には米軍基地が設置される可能性が排除できない
 - ・これは日米間の合意の帰結であり、公開されていないが、我々はその内容を全て知っている
- モスクワにおけるマスコミ代表者との会見（2018年12月）⁴
 - ・沖縄では米軍基地移設に対する反対運動が広がっているが、その声が日本の政策に反映されていない
 - ・この問題について、日本にどこまで主権があるのかわからない
 - ・日露が平和条約を締結した後に何が起るかわからない。これに対する答えなくして具体的な解決策を取ることはできない
 - ・米国のMDシステムは戦略核戦力の一部であり、防衛的な性格であると理解することはできない

2016年から2018年までに行われた一連の発言から明らかなように、プーチン大統領は返還後の北方領土に米軍基地が設置される可能性に対して度々懸念を表明している。ロシアのパトルシェフ国家安全保障会議書記も、2016年11月に訪露した日本の谷内国家安全保障局長に対して、米軍基地設置の可能性に関する質問を行ったという報道がある⁵。これに米国のMD計画に対する不信感⁶や海軍の太平洋に対するアクセスが制約される可能性への危惧が加わったのがロシア側の提起する主要な懸念ということになる。

加えて興味深いのは、日本の主権に関する疑念が度々表明されていることである。プーチン大統領は、北方領土における米軍基地設置を日本が拒否できるのかを繰り返し疑問視し、2018年12月のマスコミ代表者との記者会見では「日本にどこまで主権があるのかわからない」とまで述べている。プーチン大統領は2017年、「ドイツは主権国家ではない」

と述べたことがあるが⁷、ロシアの秩序観においては安全保障を他国に依存する国は、安全保障を提供する大国（上位者）によって主権を制限されているという理解が根強い⁸。このような秩序観からするならば、日本が安全保障の基軸を日米安全保障条約に置いている限り、返還後の北方領土に米軍基地やMDシステムを含む戦闘部隊が展開する可能性は排除できないということに（ロシアの論理では）なろう。

しかも、プーチン大統領は、そのような密約が日米間に実際に存在しており、その内容を知っていると主張している。これは日本の外務省が作成した日米地位協定についての解説書「日米地位協定の考え方」を指すものと思われる。同文書は1973年に作成され、1983年に増補された機密文書であるが、琉球新報社がこの増補版を入手して2004年に出版した⁹。この文書では、日米地位協定第2条（施設・区域の提供と返還）第1項に関して、「我が国は施設・区域の提供に関する米側の個々のすべてに要求に応じる義務を有してはいない」としつつ、「関係地域の地方的特殊事情（例えば、適当な土地の欠如、環境保全のための特別な要請の存在、その他施設・区域の提供が当該地域に与える社会・経済的影響、日本側の財政負担との関係）により、現実に提供が困難な（中略）事情が存在しない場合にも我が国が米側の提供要求に同意しないことは安保条約において想定されていないと考えるべきである」と述べられている。さらにこの一文には、「このような考え方からすれば、例えば北方領土の返還の条件として『返還後の北方領土には施設・区域を設けない』との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる」との注が付されている。ロシア側からすれば、北方領土の返還が米軍基地の設置を排除できない証拠、あるいはそのように主張する上での根拠ということになろう。

このようなロシア側の不信感に対して、日本側は、在日米軍はロシアに対して敵対的な存在ではないとの説明を繰り返しているほか¹⁰、在日米軍のマルティネス司令官も「現在、これらの島に戦力を置く可能性はない」と2019年1月に発言している¹¹。しかし、ロシア国営テレビのニュース番組「ベスチ・ニエジェーリ」はこのマルティネス司令官の発言を「ロシアが現時点では、アラスカにロシア軍を配備する計画はないと言っているようなもの」と一蹴するなど¹²、ロシアの不信感を払拭するには至っていない。

2. 北方領土の軍事的価値

では、以上のようなロシア側の不信感は、純粋に軍事的な観点から見てどのように解釈されるべきであろうか。特に北方領土への米軍基地展開の可能性は、ロシアの安全保障にどのような影響を及ぼすのであろうか。

この点については、そもそも北方領土駐留ロシア軍がどのような状況にあり、それらがロシアの軍事的構想の中でどのような位置付けにあるのかを考察する必要がある。

現在、ロシア軍東部軍管区は陸軍第68軍団（司令部：サハリン）の隷下に第18機関銃砲兵師団（18PulAD）を擁し、同師団を北方領土に展開させている。18PulADの司令部及び主力は択捉島の瀬石温泉（ロシア名：ガリヤーチエ・クリュチャー）に置かれ、この他に国後島にも1個連隊を基幹とする部隊が駐留する。冷戦期には色丹島にも1個連隊が設置されていたが、ソ連崩壊後に撤退した。また、択捉島に以前から海軍の地对艦ミサイル部隊と航空宇宙軍のヘリコプター部隊がロシア本土から分遣されていたが、前者は2016年に

新型の3K55 バスチオン移動式地対艦ミサイル（射程 300km）に装備更新された他、2018年夏頃には Su-35S 戦闘機と Su-25 攻撃機少数が展開したことが衛星画像で確認できる¹³。北方領土の戦闘機部隊は1993年に撤退しており、25年ぶりの戦闘機配備ということになる。一方、国後島には海軍及び航空宇宙軍は配備されていなかったが、択捉島にバスチオンが配備されたのと同時期に3K60 バール地対艦ミサイル（射程 130km）が配備された。老朽化した軍事インフラの代替や、新たに配備された兵器の格納施設の建設が進んでいることも公開情報や衛星画像から確認できる。

これらの北方領土駐留部隊は、北方領土を構成する島々自体を防衛する任務を負っていることももちろんながら、より広範な軍事戦略上の意義を有している。すなわち、北方領土を含めたクリル列島（北方領土と千島列島を併せたロシア側の地理的概念）の内側に広がるオホーツク海の防衛である。

オホーツク海はカムチャッカ半島に配備された弾道ミサイル原潜（SSBN）のパトロール海域とされており、北極海をパトロール海域とする北方艦隊のSSBN部隊と並んでロシアの核抑止力（特に第二撃能力）を担う存在である。ロシア海軍を構成する他の艦隊（バルト艦隊、黒海艦隊、カスピ小艦隊）にはSSBNは配備されていないことから、太平洋艦隊の戦略的意義は極めて高い。この意味では、北方領土駐留ロシア軍は島そのものを防衛するだけでなく、これを通じてオホーツク海全体を防衛する任務を帯びていると考えることができよう。

実際、第二次世界大戦において北方領土を占領したソ連軍は、1950年代に戦闘機部隊を除く大部分を一度撤退させている。ソ連軍が北方領土に地上部隊を再配備したのは1978年のことであるが、このタイミングはカムチャッカ半島にSSBNが配備されたのとほぼ同時期であり、核戦略とのリンクは明らかである。それゆえに冷戦期のオホーツク海は北極海と並んでソ連の「核要塞」（SSBNのパトロール海域周辺を自国の兵力によって固める態勢をいう）とも呼ばれたが、ロシアの軍事評論家アレクサンドル・ゴリツによれば、ロシアが正式に「核要塞」戦略を採用したのはソ連崩壊後の1992年のことであった¹⁴。この主張が正しければ、冷戦期に西側が観察していたソ連の「要塞」戦略はさほど明確なコンセプトではなく、むしろ冷戦後に採用されたものであったことになる。

ただ、「核要塞」のコンセプトがどの時点で採用されたものであるにせよ、ソ連崩壊後のロシアが見舞われた深刻な財政難は、このようなコンセプトを実現する能力を著しく制約した。クリル列島に配備された兵力の大部分や太平洋艦隊のSSBN部隊は長らく装備更新されることなく老朽化するに任された上、北方領土では反乱¹⁵、犯罪¹⁶、食糧不足¹⁷など、士気及び規律の低下を窺わせるニュースが度々報じられている。また、プーチン大統領は、2003年に軍部からカムチャッカ半島の原潜基地閉鎖を打診されたことを2012年の国防政策論文で明らかにしており¹⁸、オホーツク海の「核要塞」は放棄寸前の状況であったと言えよう。

しかし、2000年代後半以降、こうした状況には変化が生じ始める。2007年にスタートした「2015年までの国家軍備プログラム（GPV-2015）」や、その後継計画として策定された「2020年までの国家軍備プログラム（GPV-2020）」、「2027年までの国家軍備プログラム（GPV-2027）」によってロシア軍の装備近代化は大きく伸展し始め、北方艦隊及び太平洋艦隊では新型の955型（ボレイ級）SSBNの配備が開始された。これに加えて2014年以降に

は対米関係の悪化によって核抑止力の意義が従来以上に高まり、これら新型SSBNを防衛するために北極及びオホーツク海の「核要塞」の再構築が重点課題となっていく¹⁹。具体的には、中国が南シナ海で展開しているのと同様の接近阻止・領域拒否（A2/AD）能力の構築が両海域で進むようになったのであり、北方領土における前述の軍事力近代化も（純軍事的には）その一環として位置づけることができる。

3. ロシアの懸念を再検討する

このように、北方領土は核抑止という最上位の軍事戦略と密接な関連性を有する地域であり、これについてロシアが安全保障上の懸念を表明することには一定の軍事的合理性を認めなければならぬ。

ただし、このような懸念が対日交渉において実際にどの程度の影響を有するファクターであるのかは別途検討を要する。この点を、純軍事的側面、二国間交渉戦術としての側面、よりグローバルな側面に分けて検討してみよう。

純軍事的に言えば、北方領土の引き渡しは極めて好ましくないことは明らかであろう。それは有事にロシアの核抑止力を脆弱化させるものであり、特に国後・択捉両島の引き渡しは大きな危険性を孕む。現状で配備されているA2/ADアセットを放棄せねばならないばかりか、かなり大規模な日米の軍事的アセットの展開が可能となるためである。色丹島及び歯舞群島にはロシア軍が配備されておらず、地積の小ささから日米の大規模な軍事的アセットの展開も困難であるが、電波傍受施設や水中聴音システムの展開、上空における偵察機の飛行といった可能性を考慮すれば、軍事的にはロシア側が確保しておくに越したことはない。

ただし、以上は純軍事の論理であって、これをロシア側の示す政治的態度の根本原因であるとみなす理由はない。経済や外交といったその他のファクターを総合的に考慮してメリットが上回ると判断されれば、軍事の論理では好ましくない決定であっても採用するのが政治の論理である。2001年の米国同時多発テロ事件に際し、プーチン政権が中央アジアへの米軍展開を認めた事例や、サンクトペテルブルグから目と鼻の先にあるバルト三国のNATO加盟を認めた事例などは、ロシアにおいても時として政治の論理が軍事の論理を上書きしうることを示している。

したがって、ロシア側が軍事の論理を前面に押し立ててくることは、文字通りに解釈されるべきではない。ロシアの軍部が抱えている懸念には偽りが無いのであるとしても、そのような懸念がロシア側のレバレッジとして利用されている可能性は（立証することは困難であるが）常に留意されるべきである。

さらにロシア側の提起する懸念には、純軍事的な根拠の乏しいものもある。前述した、日韓のMD計画（日本のイージス・アショア計画及び韓国へのTHAAD配備）を北方領土と結びつける言説などはその典型であろう。すでに述べたように、オホーツク海は対米核抑止力の基盤としての意義を有するが、この場合、オホーツク海から発射される潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）は北回りの大圏航路を取るため、日本や、まして韓国のMDシステムは全く無力である。これはロシアの内陸部から発射される大陸間弾道ミサイル（ICBM）についても同様であって、日韓のMDがロシアの核抑止力を脅かすという議論は全く妥当しない。唯一考えられるシナリオは、MDシステムを搭載した日米のイージス艦

がオホーツク海や北太平洋に展開する場合であるが、ロシアの戦略核戦力は大規模かつ重層的なものであり、少数のイージス艦で無力化できるようなものではない²⁰。

第三に、よりグローバルな側面、言い換えるならば対米関係上の側面からも検討が必要とされる。ワルシャワ条約機構解体後に旧加盟国が NATO に加盟し、米軍基地が設置された歴史的経緯は、ロシア側にとって「裏切り」と映った。前世紀から続くこうしたロシアの対米不信を考えるならば、北方領土を巡る安全保障上の懸念は、単に日露二国間のそれに留まらず、よりグローバルな米露関係の影響を受けたものと考えられよう。この意味では、過去数年間の劇的な米露関係の悪化は日露交渉を強く制約する要因であると言える²¹。

おわりに

まとめるならば、北方領土に関してロシアが繰り返し表明してきた安全保障上の懸念とは、純軍事の論理、交渉上の打算、対米不信といったものが複雑に交錯する上に成り立っているものであり、これを解きほぐすことは容易ではない。

このうち純軍事の論理に関していえば、返還後の北方領土に日米側の何らかの兵力配備制限を設けること、査察や通告といった信頼醸成措置を実施することは一定の有効性を持つであろうし、実務上も不可能ではないと思われる。また、こうした措置はロシアが交渉戦術として持ち出す「安全保障上の懸念」を一定程度（あくまでも「一定程度」という但し書きを付した上であるが）無効化する働きも期待しうる。

他方で、ロシアの抜きがたい対米不信と、その米国によって「主権を制限された国」として日本を見なす態度とを転換することは、短期的にも長期的にも困難であろう。少なくとも、ロシアの安全保障上の懸念さえ緩和してやれば北方領土交渉が大きく進展するという幻想は抱くべきではないし、米国のコミットメントなしに日露間の実務的措置のみによってロシアの懸念を払拭することは望みがたいであろう。この意味では、8項目の経済協力と北方領土での共同経済活動を柱として安倍政権が掲げた「新しいアプローチ」は、本稿で述べたどのような意味においても安全保障に関する視点が欠けていたと言わざるを得ない。

また、本稿では詳しく扱わなかったが、「中国の脅威」を念頭にロシアとの連携を強化するという構想にも疑問符をつけざるを得ない。「中国の脅威に日露が共同対処することも念頭にある」という、自民党の河井克行総裁外交特別補佐の発言²²に見られるように、安倍政権の対露外交の背後には常に中国への脅威認識が存在してきた。これは、日本が感じているのと同様の対中脅威認識をロシアもまた感じている筈であるという前提に立つものであるが、ロシア側の言説を見る限り、このような前提は現実に妥当していない。例えば、ロシアが日米の対中包囲網に引き込まれることは中露の戦略的パートナーシップに基づく関係を破壊するものであって無益であるという、ヴィクトル・クジミンコフ（ロシア科学アカデミー極東研究所の日本専門家として知られる）の見解²³はその好例であろう。ロシアきっての中国専門家として知られるアレクサンドル・ガブーエフも日本の対露外交に中国ファクターが存在することを認めつつ、ロシアが北方領土を引き渡す意思は乏しいと指摘する²⁴。

もちろん、ロシアを対中包囲網の一員とするようなハード・balancingはもとより困難であることが予想され、安倍政権としてもこの点は認識している筈である。では、中露

の過度の接近を抑止するといった、ソフト・balancingはどうか。この点についても、見通しは暗いというのが筆者の見解である。現在のロシアにとって中国は二国間ベースで最大の経済的パートナーとなりつつあり、政治的にも権威主義的な統治体制の正統性という根本的な価値観を共有する関係となりつつある。軍事面では（つまり軍事の論理では）依然として中国に対する脅威認識は存在すると見られるが、2018年9月の「ヴォストーク2018」演習に中国を参加させたことに代表されるように、少なくとも表立って敵対的な関係を顕在化させない政治の論理がこれを上書きしている。

以上のような日露のすれ違いを乗り越えて北方領土問題を解決に導くことができるのか否かは、筆者の力量を超える問いであり、したがって本稿ではこの点について論じなかった。しかし、明らかなことは、ロシアの繰り返す「安全保障上の懸念」とはテクニカルな軍事的懸念をその一部に含みつつもイコールではないという点である。求められるのは軍事の論理を包含した政治の論理なのであり、このような観点を踏まえた上で今後の日露交渉が実りのある展開を迎えることを期待したい。

— 注 —

- 1 「訪日に先立ってプーチン大統領が日本テレビと読売新聞の取材に応じた」『大使館ニュース』2016年12月13日 <<https://tokyo.mid.ru/web/tokyo-ja/-/2016-12-13->>
- 2 *Заявления для прессы и ответы на вопросы журналистов по итогам российско-японских переговоров*, 2016.12.16. <<http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/53474>>
- 3 *Встреча с руководителями международных информационных агентств*, 2017.6.1. <<http://www.kremlin.ru/events/president/news/54650>>
- 4 *Большая пресс-конференция Владимира Путина*, 2018.12.20. <<http://www.kremlin.ru/events/president/news/59455>>
- 5 「訪日前、強硬姿勢でクギ プーチン氏」『朝日新聞』2016年12月14日
- 6 2017年6月のプーチン大統領の発言後、在日ロシア大使館武官室は自衛隊関係者や報道機関を招いた説明会を行い、MD計画がロシアの核抑止に及ぼす悪影響についてCGを用いた異例のプレゼンテーションを行った。
- 7 “Путин объяснил обидой слова Меркель о судьбе Европы,” *РБК*, 2017.6.2.
- 8 この点については以下の拙稿を参照。小泉悠「ロシアの秩序観 — 「主権」と「勢力圏」を手掛かりとして—」『国際安全保障』第45巻第4号（2018年3月）、32-47頁
- 9 『外務省機密文書 日米地位協定の考え方 増補版』琉球新報社、2004年、30-31頁。
- 10 テレビ朝日のインタビューに対する安倍首相の発言。「在日米軍「敵対的でない」と首相 ロシア大統領に説明」『時事通信』2019年1月1日
- 11 「北方領土に基地」否定『朝日新聞』2019年1月10日
- 12 「ロシア、安倍首相は「無神経」」『47NEWS』2019年1月15日
- 13 このうち、Su-35Sの展開についてはサハリンの地元紙によって報じられているが（“Истребители Су-35С заступили на боевое дежурство в аэропорту Ясный,” *SAKHALIN INFO*, 2018.8.3.）、Su-25については公開情報が見られない。また、同じく衛星画像による分析では、Su-25は冬を前に撤退したと見られるが、2019年春以降に再展開する可能性が高い。今後、配備が恒久的なものとなるか、あるいはより大規模な配備となるかどうか、飛行場の支援施設の整備状況が注目されよう。
- 14 Alexandr Golts, “The Arctic: A Clash of Interests or Clash of Ambitions,” Stephen J. Blank ed., *Russia in the Arctic*, Strategic Studies Institute, 2011, pp.53-54.
- 15 “Медведев бряцает словами,” *Свободная пресса*, 2011.2.16.
- 16 “На Курилах сослуживцы убили солдата лопатой,” *Газета*, 2006.2.22.
- 17 “Прокуратура проверяет информацию о голодающих солдатах на Курилах,” *РИА Новости*, 2013.2.6.

- 18 Владимир Путин, “Быть сильными: гарантии национальной безопасности для России,” *Российская газета*, 2012.2.20.
- 19 これについては地球温暖化によって「核要塞」を覆っていた氷の減少が顕著となったことも大きく影響している。詳しくは以下を参照。小泉悠「北極圏の軍事化をめぐるパラドックス - ロシアの核戦略を中心に -」川名晋史編『共振する国際政治学と地域研究：基地、紛争、秩序』勁草書房、2019年、85-102頁。
- 20 例えば元戦略ロケット軍司令官を務め、現在もロシア有数の核戦略家として知られるドヴォルキンらの試算によれば、米国の武装解除攻撃によってICBMの80%とSSBNの50%を壊滅させられ、報復攻撃が100発の迎撃ミサイルによる迎撃を受けたとしても、450発程度の戦略核弾頭を米本土に到達させることができるとされている。Владимир Пырьев, Владимир Дворкин, “Программа США/НАТО и стратегическая стабильность,” Алексей Арбатов, Владимир Дворкин ред., *Противоракетная оборона: Противостояние или сотрудничество?* Московский центр Карнеги, 2012, pp.173-191. ドヴォルキンはこの書籍に収録された別の単著論文において、上昇速度の遅い液体燃料型SLBMであれば将来型の迎撃ミサイルによる迎撃を受ける可能性があるとしているものの（Владимир Дворкин, “Перспектив противоракетного сотрудничества США/НАТО и России,” *ibid.*, pp.197-198.）、前述の955型が装備するSLBMは固体燃料型のR-30ブローラーであるから、やはり北方領土を巡るロシアの言説は該当しない。
- 21 旧ワルシャワ条約機構加盟諸国のNATO加盟と北方領土を対比する議論としては、鶴岡の以下の論考がある。鶴岡路人「返還後の北方領土への米軍駐留をめぐる論点——ドイツ統一とNATO拡大の事例から考える（1）」『国際情報ネットワーク分析IINA』2018年12月14日。<<https://www.spf.org/iina/articles/tsuruoka-europe-uspre1.html?fbclid=IwAR3hms1AWbojdpRYdI3wsg0Uy90dmM1spaMEEqTZAAtBgVzb398m7xilRw24>>
- 22 「日露平和条約交渉、中国の脅威念頭 自民総裁外交特別補佐・河井克行氏」『産経新聞』2019年1月9日
- 23 Виктор Кузьминков, “Японский клин,” *Известия*, 2019.1.11.
- 24 “Japan Objects to Russian Military Construction on Disputed Islands,” *Wall Street Journal*, 2018.12.18.